

# スマイルオフィス会計年度任用職員 募集要項

茨木市 福祉部 福祉総合相談課

茨木市スマイルオフィス事業では、就職への意欲がありながらさまざまな理由により就職が困難である方を、市の会計年度任用職員として雇用しています。スマイルオフィスの職員は、各課の事務補助業務等を通じて就労経験や対人関係のスキルを身に付け、サポーターによる支援を受けながら企業等への就職を目指します。（生活困窮者自立支援制度 就労準備支援事業）

## 1 勤務場所、雇用期間等

勤務場所	雇用期間	定員	主な業務内容
茨木市役所南館 2 階 スマイルオフィス (福祉総合相談課内)	6 か月 (延長なし)	5 人	一般事務補助及び 軽作業、販売 等

## 2 勤務条件等

### (1) 勤務日

月～金曜日（祝日を除く）

### (2) 勤務時間

午前 8 時 4 5 分から午後 5 時まで（休憩 4 5 分）

### (3) 賃金

月額 159,783 円（※令和 5 年 4 月時点）  
交通費は規定に基づいて支給されます。

### (4) 加入保険等

雇用保険、健康保険、厚生年金保険、労災保険  
※任用開始時期により異なります。

### (5) その他

- ・雇用期間中に、併行して就職活動を行います。就職活動に充てられた時間の賃金は支払われません。
- ・就職先が決定した場合は、就職先企業と相談の上、雇用期間の満了を待たずに退職となる場合があります。
- ・支援の実施にあたり必要となる関係機関（者）と個人に関する情報を共有します。

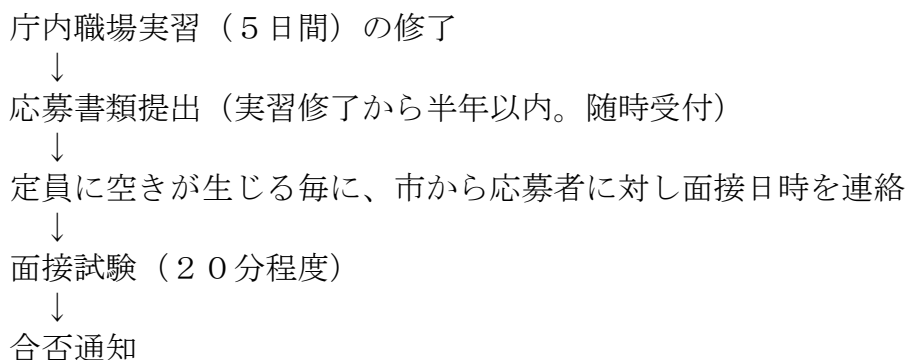
### 3 応募資格

- ①茨木市内に在住しており、当市に住民登録があること
- ②半年以内に茨木市庁内職場実習において5日間の実習を修了していること

★ただし、次のいずれか一つに該当する人は、応募できません。（地方公務員法第16条）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 茨木市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

### 4 採用までの流れ



### 5 応募書類

- ・採用試験申込書（必須）
- ・履歴書（必須）
- ・支援機関による推薦書（任意、様式自由）

提出方法                      郵送又は持参

提出先                              〒567-8505  
茨木市駅前三丁目8番13号  
茨木市 福祉部 福祉総合相談課 相談1グループ

※応募書類の有効期限は提出から半年間です。半年間で採用に至らなかった場合で、引き続きスマイルオフィスでの就労を希望する場合は、改めて応募書類をご提出ください。

### 6 問い合わせ先

茨木市 福祉部 福祉総合相談課 相談1グループ（担当：中瀬・北川）  
電話 072-655-2758（直通）

# スマイルオフィス会計年度任用職員

## 採用試験申込書

ふりがな 氏名	生年月日 年 月 日 (満 才)
現住所 Tel ( ) -	
連絡先 (現住所と異なる場合) Tel ( ) -	
庁内職場実習終了日 年 月 日	面接試験当日の同席予定者 (任意) <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 (続柄: )
障害者手帳有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請予定 <input type="checkbox"/> 無	手帳種別・等級
<p><input type="checkbox"/> 受験に必要な資格をすべて満たしています。</p> <p><input type="checkbox"/> 地方公務員法第16条各号 (欠格事項) のいずれにも該当しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 提出書類の記載事項に相違ありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 採用された際は、「茨木市個人情報保護条例」に基づいて、支援の実施にあたり必要となる関係機関 (者) と情報共有することに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>本人自署</p> <hr/>	

### 地方公務員法第16条各号 (欠格事項)

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 茨木市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者